

## 付 議 事 件

- 報告第2号 令和3年度松原市一般会計補正予算（第13号）専決処分の承認を求めることについて
- 報告第3号 令和3年度松原市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）専決処分の承認を求めることについて
- 報告第4号 令和3年度松原市下水道事業会計補正予算（第2号）専決処分の承認を求めることについて
- 報告第5号 松原市市税条例等の一部を改正する条例（令和4年条例第12号）専決処分の承認を求めることについて
- 報告第6号 松原市都市計画税条例の一部を改正する条例（令和4年条例第13号）専決処分の承認を求めることについて
- 報告第7号 令和4年度松原市一般会計補正予算（第1号）専決処分の承認を求めることについて
- 報告第8号 令和4年度松原市一般会計補正予算（第2号）専決処分の承認を求めることについて
- 報告第9号 令和4年度松原市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）専決処分の承認を求めることについて
- 議案第34号 令和4年度松原市一般会計補正予算（第3号）
- 議案第35号 松原市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第36号 松原市の議会議員及び長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第37号 松原市スケボーパークまつばら条例制定について
- 議案第38号 財産取得について（消防ポンプ自動車）
- 議案第39号 財産取得について（消防団消防ポンプ自動車）

報告第2号

令和3年度松原市一般会計補正予算（第13号）専決処分の承認を  
求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、  
同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和4年6月7日提出

松原市長 澤 井 宏 文

令和 3 年度

松原市一般会計補正予算

(第 1 3 号)

## 令和 3 年度松原市一般会計補正予算（第 1 3 号）

令和 3 年度松原市の一般会計の補正予算（第 1 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1, 9 7 5, 2 2 7 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 3, 5 8 3, 3 9 3 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の変更は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 4 年 3 月 3 1 日 専 決

松 原 市 長 澤 井 宏 文

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
10. 地方交付税		8,465,000	1,195,083	9,660,083
	1. 地方交付税	8,465,000	1,195,083	9,660,083
14. 国庫支出金		15,570,929	666,260	16,237,189
	1. 国庫負担金	10,039,595	△4,965	10,034,630
	2. 国庫補助金	5,496,234	671,225	6,167,459
15. 府支出金		3,857,713	12,474	3,870,187
	1. 府負担金	2,970,823	12,474	2,983,297
16. 財産収入		635,565	39,781	675,346
	1. 財産運用収入	181,289	330	181,619
	2. 財産売却収入	454,276	39,451	493,727
17. 寄附金		100,342	644	100,986
	1. 寄附金	100,342	644	100,986
19. 諸収入		1,096,826	762,385	1,859,211
	4. 雑収入	1,049,012	762,385	1,811,397
20. 市債		3,389,200	△701,400	2,687,800
	1. 市債	3,389,200	△701,400	2,687,800
歳 入	合 計	51,608,166	1,975,227	53,583,393

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		千円 4, 136, 037	千円 1, 526, 387	千円 5, 662, 424
	1. 総務管理費	3, 140, 344	1, 517, 357	4, 657, 701
	3. 戸籍住民基本台帳費	231, 933	9, 030	240, 963
3. 民生費		29, 633, 630	90, 456	29, 724, 086
	1. 社会福祉費	11, 626, 124	4, 920	11, 631, 044
	2. 児童福祉費	9, 971, 072	16, 128	9, 987, 200
	5. 国民健康保険費	1, 472, 217	69, 408	1, 541, 625
4. 衛生費		3, 585, 910	54, 607	3, 640, 517
	1. 保健衛生費	1, 761, 731	54, 607	1, 816, 338
5. 産業経済費		813, 013	22	813, 035
	2. 商工費	725, 284	22	725, 306
6. 土木費		3, 051, 655	303, 754	3, 355, 409
	3. 都市計画費	384, 254	3, 754	388, 008
	4. 下水道費	1, 450, 000	300, 000	1, 750, 000
8. 教育費		4, 464, 843	1	4, 464, 844
	1. 教育総務費	646, 505	1	646, 506
歳出	合計	51, 608, 166	1, 975, 227	53, 583, 393

第 2 表 繰越明許費補正

款	項	事業名	金額
3. 民生費	2. 児童福祉費	子育て世帯への臨時特別給付金支給事業	千円 17,014

### 第 3 表 債務負担行為補正

変更

事 項	変 更 前		変 更 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
妊産婦タクシー料金助成事業	令和 3 年度 ） 令和 4 年度	6, 3 0 0 千円	令和 3 年度 ） 令和 5 年度	1 0, 6 8 1 千円



第 4 表 地方債補正

起債の目的	補 正 前					補 正 後				
	限度額	借入先	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	借入先	起債の方法	利率	償還の方法
社会福祉施設整備事業	千円 203,100	政府 銀行 その他	普通貸借 又は 証券発行	年10% 以内 (但し、利率見直し方式で借入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金、ゆうちょ銀行資金及びかんぽ生命保険資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	25年以内（内据置5年以内）年賦又は半年賦の元金均等又は元利均等償還とする。ただし財政の状況により償還年限を短縮し、繰上償還をし、又は借換えることができる。	千円 254,200	同左	同左	同左	同左
排水路整備事業	14,800	同上	同上	同上	同上	18,400	同左	同左	同左	同左
公園整備事業	15,700	同上	同上	同上	同上	20,000	同左	同左	同左	同左
臨時財政対策	2,445,000	同上	同上	同上	同上	1,684,600	同左	同左	同左	同左



令和 3 年度

松原市一般会計補正予算に関する説明書

(第 1 3 号)

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括  
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
1. 市 税	13,627,444 <small>千円</small>		13,627,444 <small>千円</small>
2. 地 方 譲 与 税	171,000		171,000
3. 利 子 割 交 付 金	20,000		20,000
4. 配 当 割 交 付 金	83,000		83,000
5. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	70,000		70,000
6. 法 人 事 業 税 交 付 金	80,000		80,000
7. 地 方 消 費 税 交 付 金	2,450,000		2,450,000
8. 環 境 性 能 割 交 付 金	25,000		25,000
9. 地 方 特 例 交 付 金	200,000		200,000
10. 地 方 交 付 税	8,465,000	1,195,083	9,660,083
11. 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	18,000		18,000
12. 分 担 金 及 び 負 担 金	228,446		228,446
13. 使 用 料 及 び 手 数 料	506,244		506,244
14. 国 庫 支 出 金	15,570,929	666,260	16,237,189
15. 府 支 出 金	3,857,713	12,474	3,870,187
16. 財 産 収 入	635,565	39,781	675,346
17. 寄 附 金	100,342	644	100,986
18. 繰 入 金	387,494		387,494

款	補正前の額	補正額	計
19. 諸収入	1,096,826 <sup>千円</sup>	762,385 <sup>千円</sup>	1,859,211 <sup>千円</sup>
20. 市債	3,389,200	△701,400	2,687,800
21. 繰越金	625,963		625,963
歳入合計	51,608,166	1,975,227	53,583,393

( 歳 出 )

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1. 議 会 費	334,785		334,785				
2. 総 務 費	4,136,037	1,526,387	5,662,424	20,561		298	1,505,528
3. 民 生 費	29,633,630	90,456	29,724,086	10,752	51,100	8	28,596
4. 衛 生 費	3,585,910	54,607	3,640,517	15,756		1	38,850
5. 産 業 経 済 費	813,013	22	813,035	324,513		22	△324,513
6. 土 木 費	3,051,655	303,754	3,355,409		7,900	644	295,210
7. 消 防 費	1,300,689		1,300,689	7,647			△7,647
8. 教 育 費	4,464,843	1	4,464,844	299,505		1	△299,505
9. 公 債 費	4,212,604		4,212,604				
10. 予 備 費	75,000		75,000				
歳 出 合 計	51,608,166	1,975,227	53,583,393	678,734	59,000	974	1,236,519

2. 歳 入

(款) 10. 地方交付税

(項) 1. 地方交付税

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 地方交付税	千円 8,465,000	千円 1,195,083	千円 9,660,083	1. 地方交付税	千円 1,195,083	普通交付税 特別交付税
						千円 1,156,166 38,917
計	8,465,000	1,195,083	9,660,083			

(款) 10. 地方交付税

(款) 14. 国庫支出金

(項) 1. 国庫負担金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2. 民生費 国庫負担金	千円 9,584,300	千円 △4,965	千円 9,579,335	4. 国民健康 保険費 負担金	千円 △4,965	保険者支援分 千円
計	10,039,595	△4,965	10,034,630			



(款) 14. 国庫支出金

(項) 2. 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1.総務費 国庫補助金	千円 44,113	千円 671,225	千円 715,338	1.戸籍住民 基本台帳費 補助金	千円 9,030	個人番号カード交付事業費
				4.総務管理費 補助金	662,195	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金
計	5,496,234	671,225	6,167,459			

(款) 14. 国庫支出金

(款) 15. 府支出金

(項) 1. 府負担金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2. 民生費 府負担金	千円 2,822,459	千円 12,474	千円 2,834,933	4. 国民健康 保険費 負担金	千円 12,474	千円 保険基盤安定 14,957 保険者支援分 △2,483
計	2,970,823	12,474	2,983,297			

(款) 16. 財産収入

(項) 1. 財産運用収入

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2. 利子及び配当金	千円 116	千円 330	千円 446	1. 利子及び配当金	千円 330	千円 いきいき松原基金運用収入 15 阪神高速道路大和川線沿道施設維持管理基金運用収入 2 財政調整基金運用収入 265 減債基金運用収入 1 公共施設整備事業基金運用収入 14 商業活性化事業等基金運用収入 22 子ども未来基金運用収入 8 松原がんばる市民応援基金運用収入 1 奨学基金運用収入 1 新型コロナウイルス感染症等対策推進基金運用収入 1
計	181,289	330	181,619			

(款) 16. 財産収入

(款) 16. 財産収入

(項) 2. 財産売払収入

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2. 不動産 売払収入	千円 452,500	千円 39,451	千円 491,951	1. 土地建物 売払収入	千円 39,451	千円 用地処分金 37,117 元法定外公共物処分金 2,334
計	454,276	39,451	493,727			

(款) 17. 寄附金

(項) 1. 寄附金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明 千円
				区分	金額 千円	
3. バラいっぱい 寄附金		644	644	1. バラいっぱい 寄附金	644	
計	100,342	644	100,986			

(款) 17. 寄附金

(款) 19. 諸収入

(項) 4. 雑入

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2. 雑入	千円 1,048,980	千円 762,385	千円 1,811,365	1. 雑入	千円 762,385	雑入 千円
計	1,049,012	762,385	1,811,397			

(款) 20. 市債  
(項) 1. 市債

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2. 民生債	千円 215,000	千円 51,100	千円 266,100	1. 社会福祉施設整備事業債	千円 51,100	老人福祉センター弁天苑建設事業 千円
4. 土木債	289,900	7,900	297,800	2. 排水路整備事業債	3,600	上田2丁目排水管改修事業 100
				3. 公園整備事業債	4,300	阿保1丁目排水管布設事業 3,500 公園維持補修事業 1,000 (仮称) 若林児童遊園整備事業 3,300
7. 臨時財政対策債	2,445,000	△760,400	1,684,600	1. 臨時財政対策債	△760,400	
計	3,389,200	△701,400	2,687,800			

(款) 20. 市債

3. 歳 出

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国府支出金	地方債	その他					
7. 企画費	千円 88,541	千円 3,696	千円 92,237	千円 3,768	千円	千円 1	千円 △73	24. 積立金	千円 3,696	千円 その他特定目的 基金積立金	千円 松原がんばる市民応援基金費 3,696 行政サービスデジタル化事業
9. 諸費	101,208	2	101,210			2		24. 積立金	2	その他特定目的 基金積立金	阪神高速道路大和川線沿道施設維持管理基金費 2
13. 文化振興費	194,793	1,895	196,688				1,895	24. 積立金	1,895	その他特定目的 基金積立金	文化振興基金費 1,895
15. 財政調整 基金費	781,500	1,048,477	1,829,977			265	1,048,212	24. 積立金	1,048,477	財政調整基金積 立金	財政調整基金費 1,048,477
16. 公共施設 整備費	7,655	1,639	9,294			14	1,625	24. 積立金	1,639	その他特定目的 基金積立金	公共施設整備事業基金費 1,639
17. 減債基金費		461,633	461,633			1	461,632	24. 積立金	461,633	減債基金積立金	減債基金費 461,633
18. いきいき 松原基金費		15	15			15		24. 積立金	15	その他特定目的 基金積立金	いきいき松原基金費 15
計	3,140,344	1,517,357	4,657,701	3,768		298	1,513,291				



(款) 2. 総務費

(項) 3. 戸籍住民基本台帳費

1. 戸籍住民 基本台帳費	231,933	9,030	240,963	9,030				18. 負担金、 補助及び 交付金	9,030	交付金	戸籍住民基本台帳事務事業 9,030
計	231,933	9,030	240,963	9,030							

(款) 2. 総務費

(項) 3. 戸籍住民基本台帳費

(款) 2. 総務費

(項) 4. 選挙費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国府支出金	地方債	その他				
3. 市長選挙及び市議会議員補欠選挙費	千円 67,457	千円	千円 67,457	千円 7,763	千円	千円	千円 △7,763	千円	千円 市長選挙及び市議会議員補欠選挙	
計	157,381		157,381	7,763			△7,763			

(款) 3. 民生費

(項) 1. 社会福祉費

1. 社会福祉 総務費	3,136,776	4,920	3,141,696				4,920	24. 積立金	4,920	その他特定目的 基金積立金	地域福祉基金費	4,920
3. 老人福祉費	120,166		120,166	3,243			△3,243				元希者スマートフォン普及促進事業	
4. 老人福祉 センター費	292,546		292,546		51,100		△51,100				老人福祉センター弁天苑建設事業	
計	11,626,124	4,920	11,631,044	3,243	51,100		△49,423					

(款) 3. 民生費

(項) 1. 社会福祉費

(款) 3. 民生費

(項) 2. 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国府支出金	地方債	その他					
1. 児童福祉 総務費	千円 421,010	千円 16,128	千円 437,138	千円	千円	千円 8	千円 16,120	24. 積立金	千円 16,128	千円 その他特定目的 基金積立金	千円 子ども未来基金費 16,128
計	9,971,072	16,128	9,987,200			8	16,120				

(款) 3. 民生費

(項) 5. 国民健康保険費

1. 国民健康 保 險 費	1,472,217	69,408	1,541,625	7,509			61,899	27. 繰 出 金	69,408	他会計繰出金	国民健康保険特別会計繰出金 69,408
計	1,472,217	69,408	1,541,625	7,509			61,899				

(款) 3. 民生費

(項) 5. 国民健康保険費

(款) 4. 衛生費

(項) 1. 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国府支出金	地方債	その他				
2. 予防費	千円 1,137,664	千円 54,607	千円 1,192,271	千円 15,756	千円	千円 1	千円 38,850	24. 積立金	千円 54,607	千円 その他特定目的 基金積立金 地域保健課一般事務費 新型コロナウイルス感染症等 対策推進基金費 54,607 コロナ感染症健康観察者支援 事業
計	1,761,731	54,607	1,816,338	15,756		1	38,850			

(款) 5. 産業經濟費

(項) 1. 農業費

3. 農業振興費	31,075		31,075	26,200			△26,200				地產地消普及促進事業
計	87,729		87,729	26,200			△26,200				

(款) 5. 産業經濟費

(項) 1. 農業費

(款) 5. 産業経済費

(項) 2. 商工費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国府支出金	地方債	その他				
1. 商工総務費	千円 375,261	千円	千円 375,261	千円 269,737	千円	千円	千円 △269,737		千円 令和3年度臨時プレミアム付商品券事業 松原市臨時がんばる飲食店感染症予防対策事業	
2. 商工振興費	332,306	22	332,328	28,576		22	△28,576	24. 積立金	22 その他特定目的 基金積立金 商業活性化事業等基金費 松原市臨時雇用促進事業 松原市臨時がんばる飲食店応援事業 松原市臨時中小企業求人情報発信支援事業	
計	725,284	22	725,306	298,313		22	△298,313			



(款) 6. 土木費

(項) 2. 道路橋りょう費

5. 排水路 整備費	111,449		111,449		3,600		△3,600				上田2丁目排水管改修事業 阿保1丁目排水管布設事業
計	877,724		877,724		3,600		△3,600				

(款) 6. 土木費

(項) 2. 道路橋りょう費

(款) 6. 土木費

(項) 3. 都市計画費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国府支出金	地方債	その他				
3. 公園費	千円 202,926	千円 3,754	千円 206,680	千円	千円 4,300	千円 644	千円 △1,190	24. 積立金	千円 3,754	千円 その他特定目的 基金積立金 公園維持補修事業 (仮称) 若林児童遊園整備事業 緑化基金費 3,754
計	384,254	3,754	388,008		4,300	644	△1,190			

(款) 6. 土木費

(項) 4. 下水道費

1. 下水道整備費	1,450,000	300,000	1,750,000				300,000	18. 負担金、補助及び交付金	△328,006	補助金	下水道事業会計補助金 300,000
								23. 投資及び出資金	628,006	出資金	
計	1,450,000	300,000	1,750,000				300,000				

(款) 6. 土木費

(項) 4. 下水道費

(款) 7. 消防費

(項) 1. 消防費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国府支出金	地方債	その他				
1. 常備消防費	千円 1,090,447	千円	千円 1,090,447	千円 4,508	千円	千円	千円 △4,508		千円 常備消防活動事業	
4. 災害対策費	49,081		49,081	3,139			△3,139		災害対策事業	
計	1,300,689		1,300,689	7,647			△7,647			

(款) 8. 教育費

(項) 1. 教育総務費

2. 事務局費	284,996	1	284,997			1		24. 積立金	1	その他特定目的 基金積立金	奨学基金費	1
3. 教育推進費	355,896		355,896	2,320			△2,320				放課後学習等サポート事業	
計	646,505	1	646,506	2,320		1	△2,320					

(款) 8. 教育費

(項) 1. 教育総務費

(款) 8. 教育費

(項) 6. 保健体育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国府支出金	地方債	その他				
3. 学校給食費	千円 829,873	千円	千円 829,873	千円 297,185	千円	千円	千円 △297,185	千円	千円 学校給食業務事業	
計	1,150,679		1,150,679	297,185			△297,185			

債務負担行為で令和4年度以降にわたるものについての令和2年度末までの  
支出額又は支出額の見込み及び令和3年度以降の支出予定額等に関する調書

変更

事 項		限 度 額	令和2年度末まで の支出（見込）額		令和3年度以降の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			
			期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
							国・府支出金	地 方 債	そ の 他	
妊産婦タクシー料金助成事業	令 和 3 年 度	千円 10,681	年	千円	年	千円 10,681	千円	千円	千円 6,300	千円 4,381

地方債の令和元年度末及び令和２年度末における現在高並びに令和３年度末における現在高の見込みに関する調書

区 分	令和元年度末現在高	令和２年度末現在高	令和３年度中増減見込額			令和３年度末 現在高見込額
			令和３年度中起債見込額		令和３年度中 元金償還見込額	
			補正前の額	補正額		
1. 普通債	19,169,290 <sup>千円</sup>	19,046,755 <sup>千円</sup>	926,700 <sup>千円</sup>	59,000 <sup>千円</sup>	1,490,413 <sup>千円</sup>	18,542,042 <sup>千円</sup>
(6) 社会福祉	2,686,159	3,163,301	215,500	51,100	169,841	3,260,060
(8) 道路	3,158,229	3,057,377	277,500	3,600	199,173	3,139,304
(10) 都市計画	3,548,446	3,566,283	18,900	4,300	329,093	3,260,390
2. その他	22,608,828	21,985,983	2,462,500	△760,400	2,472,259	21,215,824
(3) 臨時財政対策債	19,719,933	19,462,173	2,445,000	△760,400	1,665,847	19,480,926
合 計	41,778,118	41,032,738	3,389,200	△701,400	3,962,672	39,757,866



報告第3号

令和3年度松原市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）専決処  
分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、  
同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和4年6月7日提出

松原市長 澤 井 宏 文

令和 3 年度

松原市国民健康保険特別会計補正予算

(第 4 号)

## 令和 3 年度松原市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）

令和 3 年度松原市の国民健康保険特別会計の補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 3 月 31 日 専 決

松 原 市 長 澤 井 宏 文

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
4. 繰 入 金		千円 1, 472, 217	千円 69, 408	千円 1, 541, 625
	1. 他 会 計 繰 入 金	1, 472, 217	69, 408	1, 541, 625
5. 諸 収 入		1, 700, 856	△69, 408	1, 631, 448
	3. 雑 入	1, 699, 996	△69, 408	1, 630, 588
歳 入 合 計		16, 484, 628		16, 484, 628



令和 3 年度

松原市国民健康保険特別会計補正予算に関する説明書

(第 4 号)

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括  
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
1. 国民健康保険料	2,642,420 <sup>千円</sup>		2,642,420 <sup>千円</sup>
2. 一部負担金	20		20
3. 府支出金	10,669,115		10,669,115
4. 繰入金	1,472,217	69,408	1,541,625
5. 諸収入	1,700,856	△69,408	1,631,448
歳入合計	16,484,628		16,484,628

( 歳 出 )

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 総 務 費	千円 257,075	千円	千円 257,075	千円	千円	千円	千円
2. 保 険 給 付 費	10,448,998		10,448,998				
3. 国 民 健 康 保 険 金 事 業 費 納 付 金	3,874,124		3,874,124				
4. 保 健 事 業 費	124,268		124,268				
5. 公 債 費	9,267		9,267				
6. 諸 支 出 金	1,670,896		1,670,896				
7. 予 備 費	100,000		100,000				
歳 出 合 計	16,484,628		16,484,628				



2. 歳 入

(款) 4. 繰入金

(項) 1. 他会計繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 一般会計繰入金	千円 1,472,217	千円 69,408	千円 1,541,625	1. 一般会計繰入金	千円 69,408	千円
計	1,472,217	69,408	1,541,625			

(款) 5. 諸収入

(項) 3. 雑入

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
5. 雑入	千円 1,671,896	千円 △69,408	千円 1,602,488	1. 雑入	千円 △69,408	千円
計	1,699,996	△69,408	1,630,588			

(款) 5. 諸収入

報告第4号

令和3年度松原市下水道事業会計補正予算（第2号）専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和4年6月7日提出

松原市長 澤 井 宏 文

# 令和3年度 松原市下水道事業会計補正予算

( 第 2 号 )

# 目 次

(予算)	(頁)
令和3年度松原市下水道事業会計補正予算(第2号) .....	1
(予算に関する説明書)	
令和3年度松原市下水道事業会計補正予算(第2号)実施計画 .....	2
令和3年度松原市下水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書(間接法) .....	3
令和3年度松原市下水道事業会計予定貸借対照表 .....	5
令和3年度会計書類に関する注記 .....	9
(予算参考資料)	
令和3年度松原市下水道事業会計補正予算(第2号)説明書 .....	11

## 専決第4号

# 令和3年度松原市下水道事業会計補正予算(第2号)

(総則)

第1条 令和3年度松原市下水道事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 令和3年度松原市下水道事業会計予算(以下「予算」という)第3条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 下水道事業収益	3,590,500 千円	129,284 千円	3,719,784 千円
第1項 営業収益	2,713,386 千円	△ 25,710 千円	2,687,676 千円
第2項 営業外収益	877,114 千円	127,710 千円	1,004,824 千円
第3項 特別利益	0 千円	27,284 千円	27,284 千円

(資本的収入及び支出)

第3条 令和3年度松原市下水道事業会計補正予算(第1号)(以下「第1号補正予算」という。)第2条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正し、同条本文中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「1,473,076千円」を「1,275,076千円」に、当年度分損益勘定留保資金「1,249,702千円」を「1,051,702千円」に改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 資本的収入	2,863,400 千円	198,000 千円	3,061,400 千円
第2項 他会計補助金	430,006 千円	△ 430,006 千円	0 千円
第6項 他会計出資金	0 千円	628,006 千円	628,006 千円

令和4年3月31日 専決

松原市長 澤井宏文

令和3年度 松原市下水道事業会計補正予算（第2号）実施計画

収益的収入及び支出

収入 (単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1. 下水道事業収益			3,590,500	129,284	3,719,784	
	1. 営業収益		2,713,386	△ 25,710	2,687,676	
		2. 雨水処理負担金	963,894	△ 25,710	938,184	
	2. 営業外収益		877,114	127,710	1,004,824	
		2. 他会計補助金	56,100	127,710	183,810	
	3. 特別利益		0	27,284	27,284	
1. 過年度損益修正益		0	27,284	27,284		

資本的収入及び支出

収入 (単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1. 資本的収入			2,863,400	198,000	3,061,400	
	2. 他会計補助金		430,006	△ 430,006	0	
		1. 他会計補助金	430,006	△ 430,006	0	
	6. 他会計出資金		0	628,006	628,006	
1. 他会計出資金		0	628,006	628,006		

# 令和3年度 松原市下水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書（間接法）

（令和3年4月1日～令和4年3月31日）

（単位：千円）

## I 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純損失（△）	△ 94,786
減価償却費	2,425,646
資産減耗費	19,215
貸倒引当金の増減額（△は減少）	3,301
賞与引当金の増減額（△は減少）	494
法定福利費引当金の増減額（△は減少）	60
長期前受金戻入額	△ 802,909
受取利息	△ 4
支払利息及び企業債取扱諸費	556,053
未収金の増減額（△は増加）	92,715
未払金の増減額（△は減少）	1,467
その他流動負債の増減額（△は減少）	△ 3,157
小計	2,198,095
利息の受取額	4
利息の支払額	△ 556,053
業務活動によるキャッシュ・フロー	1,642,046



II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出等	△ 491, 787
無形固定資産の取得による支出等	△ 180, 848
国庫補助金、負担金による収入等	88, 475
一般会計からの繰入金による収入	0
基金繰入による支出	△ 1
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 584, 161
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	
建設改良費等の財源に充てるための企業債の収入	1, 692, 300
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 3, 669, 883
建設改良費等の財源に充てるための他会計借入金による収入	700, 000
一時借入金の返済による支出	△ 421, 928
一般会計からの出資金による収入等	879, 560
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 819, 951
IV 資金増減額 (△は減少)	237, 934
V 資金期首残高	10
VI 資金期末残高	237, 944

## 令和3年度 松原市下水道事業会計予定貸借対照表

(令和4年3月31日)

		資 産 の 部			
		千円	千円	千円	千円
1.	固 定 資 産				
	(1) 有 形 固 定 資 産				
	イ 土 地		410,110		
	ロ 建 物	127,236			
	減 価 償 却 累 計 額	△ 19,059	108,177		
	ハ 構 築 物	59,459,391			
	減 価 償 却 累 計 額	△ 5,899,043	53,560,348		
	ニ 機 械 及 び 装 置	625,965			
	減 価 償 却 累 計 額	△ 219,304	406,661		
	ホ 工 具 器 具 及 び 備 品	290			
	減 価 償 却 累 計 額	△ 200	90		
	有形固定資産合計			54,485,386	
	(2) 無 形 固 定 資 産				
	イ 施 設 利 用 権		7,571,845		
	無形固定資産合計			7,571,845	



	千円	千円	千円	千円
(2) 他 会 計 借 入 金				
イ 建設改良費等の財源に 充てるための長期借入金		1,700,000		
他 会 計 借 入 金 合 計			1,700,000	
固 定 負 債 合 計				34,002,191
4. 流 動 負 債				
(1) 企 業 債				
イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債		3,451,922		
企 業 債 合 計			3,451,922	
(2) 未 払 金			384,915	
(3) 預 り 金			3,336	
(4) 引 当 金				
イ 賞 与 引 当 金		6,347		
ロ 法 定 福 利 費 引 当 金		1,329		
引 当 金 合 計			7,676	
流 動 負 債 合 計				3,847,849

	千円	千円	千円	千円
5. 繰延収益				
(1) 長期前受金			23,935,616	
収益化累計額			<u>△ 2,421,443</u>	
繰延収益合計				<u>21,514,173</u>
負債合計				59,364,213
	<u>資本の部</u>			
6. 資本金				3,716,073
7. 剰余金				
(1) 資本剰余金				
イ 国庫補助金		135,435		
ロ 受贈財産評価額		<u>7,380</u>		
資本剰余金合計			142,815	
(2) 利益剰余金				
イ 当年度未処理欠損金		<u>313,322</u>		
利益剰余金合計			<u>△ 313,322</u>	
剰余金合計				<u>△ 170,507</u>
資本合計				<u>3,545,566</u>
負債資本合計				<u><u>62,909,779</u></u>

## 令和3年度 会計書類に関する注記

### I. 重要な会計方針

#### 1. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産

##### イ. 減価償却の方法

定額法

##### ロ. 主な耐用年数

建物 15～50年

構築物 50年

機械及び装置 6～50年

工具器具及び備品 15～20年

##### (2) 無形固定資産

##### イ. 減価償却の方法

定額法

##### ロ. 主な耐用年数

施設利用権 45～50年

#### 2. 引当金の計上方法

##### (1) 退職給付引当金

職員の退職手当は、一般会計がその全部を負担することとなっているため退職給付引当金は計上していない。

##### (2) 賞与引当金

職員の期末手当及び勤勉手当の支給に備えるため、当事業年度末における支給見込額に基づき、当事業年度の負担に属する額を計上している。

##### (3) 法定福利費引当金

職員の期末手当及び勤勉手当に係る法定福利費の支払に備えるため、当事業年度末における支払見込額に基づき、当事業年度の負担に属する額を計上している。

##### (4) 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒実績率等により、回収不能見込額を計上している。

#### 3. 重要なリース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

#### 4. 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

### II. セグメント情報

報告セグメントが単一のため、記載を省略している。

### III. リース契約により使用する固定資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る未経過リース料相当額

1年内	1, 613千円
1年超	5, 088千円
計	6, 701千円

### IV. その他

#### 1. 賞与引当金の取崩し

当事業年度において、期末・勤勉手当の支給に充てるため、賞与引当金6, 364千円を取り崩すこととする。

#### 2. 法定福利費引当金の取崩し

当事業年度において、期末・勤勉手当に係る法定福利費の支給に充てるため、法定福利費引当金1, 375千円を取り崩すこととする。

予 算 参 考 資 料  
 令和3年度 松原市下水道事業会計補正予算（第2号）説明書  
収 益 的 収 入 及 び 支 出

(単位：千円)

款 項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
1. 下水道事業収益		3,590,500	129,284	3,719,784			
1. 営業収益		2,713,386	△ 25,710	2,687,676			
	2. 雨水処理負担金	963,894	△ 25,710	938,184	1. 雨水処理負担金	△ 25,710	雨水処理負担金
2. 営業外収益		877,114	127,710	1,004,824			
	2. 他会計補助金	56,100	127,710	183,810	1. 他会計補助金	127,710	一般会計補助金
3. 特別利益		0	27,284	27,284			
	1. 過年度損益修正益	0	27,284	27,284	1. 過年度損益修正益	27,284	流域下水道事業負担金精算金

資 本 的 収 入 及 び 支 出

(単位：千円)

款 項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
1. 資本的収入		2,863,400	198,000	3,061,400			
2. 他会計補助金		430,006	△ 430,006	0			
	1. 他会計補助金	430,006	△ 430,006	0	1. 他会計補助金	△ 430,006	一般会計補助金
6. 他会計出資金		0	628,006	628,006			
	1. 他会計出資金	0	628,006	628,006	1. 他会計出資金	628,006	一般会計出資金



報告第5号

松原市市税条例等の一部を改正する条例（令和4年条例第12号）  
専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、  
同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和4年6月7日提出

松原市長 澤 井 宏 文

専決第5号

松原市市税条例等の一部を改正する条例制定について

松原市市税条例等の一部を改正する条例制定を地方自治法第179条第1項の規定により専決する。

令和4年3月31日専決

松原市長 澤 井 宏 文

## 松原市条例第12号

### 松原市市税条例等の一部を改正する条例

(松原市市税条例の一部改正)

第1条 松原市市税条例(平成21年条例第36号)の一部を次のように改正する。

第18条の4中「交付」の次に「(法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。)」の」を加える。

第33条第4項を次のように改める。

4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。

第33条第6項を次のように改める。

6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

第34条の9第1項中「特定配当等申告書」及び「特定株式等譲渡所得金額申告書」を「確定申告書」に改め、同条第2項中「申告書に係る年度分の個人の府民税」を「確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の府民税」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者」を「所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が9,000,000円以下であるものに限る。)」の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が950,000円以下であるものに限る。)で控除対象配偶者に該当しないもの」に改め、同条第2項中「第2条第4項ただし書」を「第2条第3項ただし書」に改める。

第36条の3第2項中「附記された事項」を「付記された事項」に改め、同条第3項中「附記し」を「付記し」に改める。

第36条の3の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 所得割の納税義務者(合計所得金額が10,000,000円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が1,330,000円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。)の氏名

第36条の3の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「あつて、」の次に「特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が9,000,000円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が950,000円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は」を、「控除対象扶養親族」の次に「であつて退職手当等に係る所得を有しない者」を加え、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 特定配偶者の氏名

第48条第9項中「第321条の8第60項」を「第321条の8第62項」に、「同条第60項」を「同条第62項」に改め、同条第15項中「第321条の8第69項」を「第321条の8第71項」に改める。

第73条の3中「事項の証明書」の次に「（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を、「交付」の次に「（法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）の」を加える。

附則第7条の3の2第1項中「令和15年度」を「令和20年度」に、「令和3年」を「令和7年」に改める。

附則第10条の2第3項中「附則第15条第16項」を「附則第15条第15項」に改め、同条第4項中「附則第15条第23項」を「附則第15条第22項」に改め、同条第5項中「附則第15条第24項第1号」を「附則第15条第23項第1号」に改め、同条第6項中「附則第15条第24項第2号」を「附則第15条第23項第2号」に改め、同条第7項中「附則第15条第24項第3号」を「附則第15条第23項第3号」に改め、同条第8項中「附則第15条第25項第1号」を「附則第15条第24項第1号」に改め、同条第9項中「附則第15条第25項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に改め、同条第10項中「附則第15条第27項第1号イ」を「附則第15条第26項第1号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第27項第1号ロ」を「附則第15条第26項第1号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第27項第1号ハ」を「附則第15条第26項第1号ハ」に改め、同条第13項中「附則第15条第27項第1号ニ」を「附則第15条第26項第1号ニ」に改め、同条第14項中「附則第15条第27項第2号イ」を「附則第15条第26項第2号イ」に改め、同条第15項中「附則第15条第27項第2号ロ」を「附則第15条第26項第2号ロ」に改め、同条第16項中「附則第15条第27項第2号ハ」を「附則第15条第26項第2号ハ」に改め、同条第17項中「附則第15条第27項第3号イ」を「附則第15条第26項第3号イ」に改め、同条第18項中「附則第15条第27項第3号ロ」を「附則第15条第26項第3号ロ」に改め、同条第19項中「附則第15条第27項第3号ハ」を「附則第15条第26項第3号ハ」に改め、同条第20項中「附則第15条第30項」を「附則第15条第29項」に改め、同条第21項中「附則第15

条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第22項中「附則第15条第35項」を「附則第15条第34項」に改め、同条第23項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第39項」に改め、同条第24項中「附則第15条第46項」を「附則第15条第43項」に改め、同条中第26項を第27項とし、第25項を第26項とし、第24項の次に次の1項を加える。

25 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

附則第10条の3第9項中「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修等住宅」に、「熱損失防止改修専有部分」を「熱損失防止改修等専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同条第11項中「特定熱損失防止改修住宅又は」を「特定熱損失防止改修等住宅又は」に、「特定熱損失防止改修住宅専有部分」を「特定熱損失防止改修等住宅専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改める。

附則第12条第1項中「100分の5」の次に「（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5）」を加える。

附則第16条の3第2項を次のように改める。

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。

附則第17条の2第3項中「、第37条の8又は第37条の9」を「又は第37条の8」に改める。

附則第20条の2第4項を次のように改める。

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第20条の3第4項を次のように改める。

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第20条の3第6項中「年の翌年の4月1日の属する年度分の」を「年分の所得税に係る」に、「条約適用配当等申告書にこの項」を「確定申告書にこの項」に改め、「（条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）」を削る。

附則第25条中「。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。」を削る。

附則第26条を削る。

（松原市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 松原市市税条例等の一部を改正する条例（令和3年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち松原市市税条例第36条の3の3第1項の改正規定中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者」を「扶養親族（」の次に「年齢16歳未満の者又は」を加え、「有しない者を除く」を「有する者」に改める。

附則第2条第3項中「の規定中個人の市民税に関する部分」を「第24条第2項及び第36条の3の3第1項並びに附則第5条第1項の規定」に改める。

## 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中松原市市税条例第36条の3の2の見出し及び同条第1項並びに第36条の3の3の見出し及び同条第1項の改正規定並びに同条例附則第7条の3の2第1項、第17条の2第3項及び第25条の改正規定並びに同条例附則第26条を削る改正規定並びに第2条（次号に掲げる改正規定を除く。）の規定並びに附則第3条第1項及び第2項の規定  
令和5年1月1日

(2) 第1条中松原市市税条例第33条第4項及び第6項、第34条の9第1項及び第2項、第36条の2第1項ただし書及び第2項並びに第36条の3第2項及び第3項の改正規定並びに同条例附則第16条の3第2項、第20条の2第4項並びに第20条の3第4項及び第6項の改正規定並びに第2条（松原市市税条例等の一部を改正する条例（令和3年条例第11号）附則第2条第3項の改正規定に限る。）の規定並びに附則第3条第3項の規定  
令和6年1月1日

(3) 第1条中松原市市税条例第18条の4の改正規定及び同条例第73条の3の改正規定（「事項の証明書」の次に「（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を加える部分を除く。）並びに次条並びに附則第4条第3項の規定  
令和6年4月1日

(納税証明書に関する経過措置)

第2条 前条第3号に掲げる規定による改正後の松原市市税条例第18条の4（地方税法（昭和25年法律第226号）第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第20条の10の規定による証明書の交付について適用する。

(市民税に関する経過措置)

第3条 第1条の規定による改正後の松原市市税条例（以下「新条例」という。）第36条の3の2第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び次項において「1号施行日」という。）以後に支払を受けるべき第36条の3の2第1項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき第1条の規定による改正前の松原市市税条例（次項において「旧条例」という。）第36条の3の2第1項に規定する給与について提出した同項及び同条第2項に規定する申告書については、なお従前の例による。

- 2 新条例第36条の3の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。
  - 3 附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の松原市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。  
（固定資産税に関する経過措置）
- 第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 2 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）第1条の規定による改正前の地方税法附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
  - 3 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の松原市市税条例第73条の3（地方税法第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第382条の3の規定による証明書（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の交付について適用する。

報告第6号

松原市都市計画税条例の一部を改正する条例（令和4年条例第13号）専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めらる。

令和4年6月7日提出

松原市長 澤 井 宏 文



専決第6号

松原市都市計画税条例の一部を改正する条例制定について

松原市都市計画税条例（平成21年条例第38号）の一部を改正する条例制定  
を地方自治法第179条第1項の規定により専決する。

令和4年3月31日専決

松原市長 澤 井 宏 文

## 松原市条例第13号

### 松原市都市計画税条例の一部を改正する条例

松原市都市計画税条例（平成21年条例第38号）の一部を次のように改正する。

附則第2項（見出しを含む。）中「附則第15条第16項」を「附則第15条第15項」に改める。

附則第3項（見出しを含む。）中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改める。

附則第4項（見出しを含む。）中「附則第15条第35項」を「附則第15条第34項」に改める。

附則第5項（見出しを含む。）中「附則第15条第42項」を「附則第15条第39項」に改める。

附則第18項中「第15項から第19項まで、第21項、第22項、第26項、第29項、第33項から第35項まで、第37項から第39項まで、第42項若しくは第43項」を「第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項、第40項若しくは第44項」に改め、同項を附則第19項とする。

附則第17項中「附則第7項及び第9項」を「附則第8項及び第10項」に、「附則第7項及び第10項」を「附則第8項及び第11項」に、「第10項及び第11項」を「第9項、第11項及び第12項」に、「附則第10項から第12項まで」を「附則第11項から第13項まで」に、「附則第12項の「農地」を「附則第13項の「農地」に、「附則第12項の「前年度分の」を「同項の「前年度分の」に、「附則第13項から第15項まで」を「附則第14項から第16項まで」に、「附則第14項」を「附則第15項」に改め、同項を附則第18項とする。

附則第16項を附則第17項とし、附則第12項から第15項までを1項ずつ繰り下げる。

附則第11項の2を附則第12項の2とする。

附則第11項中「附則第7項」を「附則第8項」に改め、同項を附則第12項とする。

附則第10項中「附則第7項」を「附則第8項」に改め、同項を附則第11項とする。

附則第9項中「附則第7項」を「附則第8項」に改め、同項を附則第10項とする。

附則第8項を附則第9項とする。

附則第7項中「100分の5」の次に「（商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあっては、100分の2.5）」を加え、同項を附則第8項とする。

附則第6項を附則第7項とし、附則第5項の次に次の1項を加える。

(法附則第15条第44項の条例で定める割合)

- 6 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の松原市都市計画税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和3年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

報告第7号

令和4年度松原市一般会計補正予算（第1号）専決処分の承認を  
求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、  
同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和4年6月7日提出

松原市長 澤 井 宏 文

令和4年度

松原市一般会計補正予算

(第1号)

## 令和 4 年度松原市一般会計補正予算（第 1 号）

令和 4 年度松原市の一般会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 30,151 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 45,090,151 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

令和 4 年 4 月 1 日 専決

松原市長 澤井 宏文

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
14. 国 庫 支 出 金		千円 10,948,564	千円 27,868	千円 10,976,432
	2. 国 庫 補 助 金	1,016,156	27,868	1,044,024
19. 諸 収 入		276,849	2,283	279,132
	5. 雑 入	214,795	2,283	217,078
歳 入	合 計	45,060,000	30,151	45,090,151

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 民生費		千円 24,882,781	千円 30,151	千円 24,912,932
	1. 社会福祉費	9,175,868	27,868	9,203,736
	2. 児童福祉費	7,918,543	2,283	7,920,826
歳出	合計	45,060,000	30,151	45,090,151



第 2 表 債務負担行為補正

事 項	期 間	限 度 額
妊産婦タクシー料金助成	令和 4 年度 ） 令和 6 年度	8,986 千円



令和 4 年度

松原市一般会計補正予算に関する説明書

( 第 1 号 )

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括  
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
1. 市 税	14,365,232 <small>千円</small>		14,365,232 <small>千円</small>
2. 地 方 譲 与 税	190,000		190,000
3. 利 子 割 交 付 金	15,000		15,000
4. 配 当 割 交 付 金	99,000		99,000
5. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	95,000		95,000
6. 法 人 事 業 税 交 付 金	207,000		207,000
7. 地 方 消 費 税 交 付 金	2,590,000		2,590,000
8. 環 境 性 能 割 交 付 金	37,000		37,000
9. 地 方 特 例 交 付 金	100,500		100,500
10. 地 方 交 付 税	8,688,000		8,688,000
11. 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	19,000		19,000
12. 分 担 金 及 び 負 担 金	232,168		232,168
13. 使 用 料 及 び 手 数 料	506,670		506,670
14. 国 庫 支 出 金	10,948,564	27,868	10,976,432
15. 府 支 出 金	4,003,552		4,003,552
16. 財 産 収 入	347,559		347,559
17. 寄 附 金	100,342		100,342
18. 繰 入 金	695,764		695,764

款	補正前の額	補正額	計
19. 諸収入	276,849 <sup>千円</sup>	2,283 <sup>千円</sup>	279,132 <sup>千円</sup>
20. 市債	1,542,800		1,542,800
歳入合計	45,060,000	30,151	45,090,151

( 歳 出 )

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
1. 議 会 費	335,040		335,040				
2. 総 務 費	3,731,984		3,731,984				
3. 民 生 費	24,882,781	30,151	24,912,932	27,868			2,283
4. 衛 生 費	2,957,771		2,957,771				
5. 産 業 経 済 費	1,024,490		1,024,490				
6. 土 木 費	2,900,226		2,900,226				
7. 消 防 費	1,337,699		1,337,699				
8. 教 育 費	3,832,316		3,832,316				
9. 公 債 費	3,982,693		3,982,693				
10. 予 備 費	75,000		75,000				
歳 出 合 計	45,060,000	30,151	45,090,151	27,868			2,283

2. 歳 入

(款) 14. 国庫支出金

(項) 2. 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2. 民 生 費 国庫補助金	千円 386,122	千円 27,868	千円 413,990	1. 社会福祉費 補 助 金	千円 27,868	千円 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金給付事業
計	1,016,156	27,868	1,044,024			

(款) 14. 国庫支出金

(款) 19. 諸収入

(項) 5. 雑入

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2. 雑入	千円 214,772	千円 2,283	千円 217,055	1. 雑入	千円 2,283	雑入 千円
計	214,795	2,283	217,078			



3. 歳 出

(款) 3. 民生費

(項) 1. 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区 分	金 額	
				国府支出金	地方債	その他				
1. 社会福祉 総務費	千円 733,075	千円 27,868	千円 760,943	千円 27,868	千円	千円	10. 需用費	千円 7	千円 消耗品費	千円 新型コロナウイルス感染症生 活困窮者自立支援金給付事業 27,868
							11. 役務費	1,676	千円 通信運搬費 36 手数料 1,640	
							13. 使用料及び 賃借料	5		
							19. 扶助費	26,180		
計	9,175,868	27,868	9,203,736	27,868						

(款) 3. 民生費

(項) 1. 社会福祉費

(款) 3. 民生費

(項) 2. 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国府支出金	地方債	その他				
1. 児童福祉 総務費	千円 399,737	千円 2,283	千円 402,020	千円	千円	千円	千円 2,283	10. 需用費 358	千円 15 343	子ども・子育て応援事業 2,283
								11. 役務費 111	通信運搬費	
								19. 扶助費 1,814		
計	7,918,543	2,283	7,920,826				2,283			

債務負担行為で令和5年度以降にわたるものについての令和3年度末までの  
支出額又は支出額の見込み及び令和4年度以降の支出予定額等に関する調書

事 項		限 度 額	令和3年度末まで の支出（見込）額		令和4年度以降の 支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
			特 定 財 源		一 般 財 源					
			期 間	金 額		期 間	金 額	国・府支出金	地 方 債	そ の 他
妊産婦タクシー料金助成	令 和 4 年 度	千円 8,986	年	千円	年	千円 8,986	千円	千円	千円	千円 8,986

報告第8号

令和4年度松原市一般会計補正予算（第2号）専決処分の承認を  
求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、  
同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和4年6月7日提出

松原市長 澤 井 宏 文

令和4年度

松原市一般会計補正予算

(第2号)

専決第 8 号

## 令和 4 年度松原市一般会計補正予算（第 2 号）

令和 4 年度松原市の一般会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5 2 0, 2 4 7 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 5, 6 1 0, 3 9 8 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 5 月 2 5 日 専 決

松 原 市 長 澤 井 宏 文

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
14. 国 庫 支 出 金		千円 10,976,432	千円 520,247	千円 11,496,679
	2. 国 庫 補 助 金	1,044,024	520,247	1,564,271
歳 入	合 計	45,090,151	520,247	45,610,398

歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
3. 民 生 費		千円 24,912,932	千円 520,247	千円 25,433,179
	1. 社 会 福 祉 費	9,203,736	304,561	9,508,297
	2. 児 童 福 祉 費	7,920,826	215,686	8,136,512
歳 出	合 計	45,090,151	520,247	45,610,398



令和 4 年度

松原市一般会計補正予算に関する説明書

( 第 2 号 )

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括  
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
1. 市 税	14,365,232 <small>千円</small>		14,365,232 <small>千円</small>
2. 地 方 譲 与 税	190,000		190,000
3. 利 子 割 交 付 金	15,000		15,000
4. 配 当 割 交 付 金	99,000		99,000
5. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	95,000		95,000
6. 法 人 事 業 税 交 付 金	207,000		207,000
7. 地 方 消 費 税 交 付 金	2,590,000		2,590,000
8. 環 境 性 能 割 交 付 金	37,000		37,000
9. 地 方 特 例 交 付 金	100,500		100,500
10. 地 方 交 付 税	8,688,000		8,688,000
11. 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	19,000		19,000
12. 分 担 金 及 び 負 担 金	232,168		232,168
13. 使 用 料 及 び 手 数 料	506,670		506,670
14. 国 庫 支 出 金	10,976,432	520,247	11,496,679
15. 府 支 出 金	4,003,552		4,003,552
16. 財 産 収 入	347,559		347,559
17. 寄 附 金	100,342		100,342
18. 繰 入 金	695,764		695,764

款	補正前の額	補正額	計
19. 諸 収 入	279,132 <small>千円</small>	<small>千円</small>	279,132 <small>千円</small>
20. 市 債	1,542,800		1,542,800
歳 入 合 計	45,090,151	520,247	45,610,398

( 歳 出 )

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1. 議会費	千円 335,040	千円	千円 335,040	千円	千円	千円	千円
2. 総務費	3,731,984		3,731,984				
3. 民生費	24,912,932	520,247	25,433,179	520,247			
4. 衛生費	2,957,771		2,957,771				
5. 産業経済費	1,024,490		1,024,490				
6. 土木費	2,900,226		2,900,226				
7. 消防費	1,337,699		1,337,699				
8. 教育費	3,832,316		3,832,316				
9. 公債費	3,982,693		3,982,693				
10. 予備費	75,000		75,000				
歳出合計	45,090,151	520,247	45,610,398	520,247			

2. 歳 入

(款) 14. 国庫支出金

(項) 2. 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2. 民 生 費 国庫補助金	千円 413,990	千円 520,247	千円 934,237	1. 社会福祉費 補 助 金	千円 304,561	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業
				2. 児童福祉費 補 助 金	97,694	子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）支給事業
				3. 母子福祉費 補 助 金	117,992	子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）支給事業
計	1,044,024	520,247	1,564,271			

(款) 14. 国庫支出金

3. 歳 出

(款) 3. 民生費

(項) 1. 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区 分	金 額	
				国府支出金	地方債	その他				
1. 社会福祉 総務費	千円 760,943	千円 304,561	千円 1,065,504	千円 304,561	千円	千円	千円	10. 需用費 165	千円 印刷製本費	千円 住民税非課税世帯等に対する
								11. 役務費 5,826	千円 通信運搬費 489 手数料 5,337	千円 臨時特別給付金給付事業 304,561
								12. 委託料 9,570	千円 その他委託料	
								19. 扶助費 289,000		
計	9,203,736	304,561	9,508,297	304,561						

(款) 3. 民生費

(項) 2. 児童福祉費

2. 児童福祉費	5,308,741	97,694	5,406,435	97,694				10. 需用費	48	消耗品費	9	子育て世帯生活支援特別給付金(その他世帯分)支給事業 97,694
										印刷製本費	39	
								11. 役務費	196	通信運搬費	81	
										手数料	115	
								12. 委託料	5,500	その他委託料		
								19. 扶助費	91,950			
3. 母子福祉費	672,031	117,992	790,023	117,992				10. 需用費	89	消耗品費	12	子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)支給事業 117,992
										印刷製本費	77	
								11. 役務費	303	通信運搬費	137	
										手数料	166	
								12. 委託料	5,500	その他委託料		
								19. 扶助費	112,100			
計	7,920,826	215,686	8,136,512	215,686								

(款) 3. 民生費

(項) 2. 児童福祉費

報告第9号

令和4年度松原市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）専決処  
分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、  
同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和4年6月7日提出

松原市長 澤 井 宏 文



令和4年度

松原市国民健康保険特別会計補正予算

(第 1 号)

## 令和 4 年度松原市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

令和 4 年度松原市の国民健康保険特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,375,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 15,879,786 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 5 月 31 日 専決

松原市長 澤 井 宏 文

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
5. 諸 収 入		千円 40,664	千円 1,375,000	千円 1,415,664
	3. 雑 入	39,804	1,375,000	1,414,804
歳 入	合 計	14,504,786	1,375,000	15,879,786

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
6. 諸 支 出 金		千円 20,967	千円 1,375,000	千円 1,395,967
	2. 繰上充用金		1,375,000	1,375,000
歳 出	合 計	14,504,786	1,375,000	15,879,786

令和 4 年度

松原市国民健康保険特別会計補正予算に関する説明書

(第 1 号)

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括  
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
1. 国民健康保険料	2,606,193 <small>千円</small>		2,606,193 <small>千円</small>
2. 一部負担金	10		10
3. 府支出金	10,382,171		10,382,171
4. 繰入金	1,475,748		1,475,748
5. 諸収入	40,664	1,375,000	1,415,664
歳入合計	14,504,786	1,375,000	15,879,786

( 歳 出 )

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1. 総 務 費	254,292		254,292				
2. 保 険 給 付 費	10,154,760		10,154,760				
3. 国 民 健 康 保 険 金 事 業 費 納 付 金	3,841,856		3,841,856				
4. 保 健 事 業 費	124,244		124,244				
5. 公 債 費	8,667		8,667				
6. 諸 支 出 金	20,967	1,375,000	1,395,967				1,375,000
7. 予 備 費	100,000		100,000				
歳 出 合 計	14,504,786	1,375,000	15,879,786				1,375,000

2. 歳 入  
 (款) 5. 諸収入  
 (項) 3. 雑入

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
5. 雑 入	千円 13,704	千円 1,375,000	千円 1,388,704	1. 雑 入	千円 1,375,000	千円
計	39,804	1,375,000	1,414,804			



3. 歳 出  
 (款) 6. 諸支出金  
 (項) 2. 繰上充用金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国府支出金	地方債	その他				
1. 繰上充用金	千円	千円 1,375,000	千円 1,375,000	千円	千円	千円	千円 1,375,000	千円 21. 補償、 補填及び 賠償金	千円 補填金 前年度繰上充用金 1,375,000	
計		1,375,000	1,375,000				1,375,000			

令和4年度

松原市一般会計補正予算

(第3号)

## 令和 4 年度松原市一般会計補正予算（第 3 号）

令和 4 年度松原市の一般会計の補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8 4 0, 1 7 4 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 6, 4 5 0, 5 7 2 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 4 年 6 月 7 日 提出

松原市長 澤井 宏文

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
14. 国庫支出金		千円 11,496,679	千円 425,611	千円 11,922,290
	1. 国庫負担金	9,902,581	111,731	10,014,312
	2. 国庫補助金	1,564,271	313,880	1,878,151
17. 寄附金		100,342	1,628	101,970
	1. 寄附金	100,342	1,628	101,970
19. 諸収入		279,132	406,735	685,867
	5. 雑入	217,078	406,735	623,813
20. 市債		1,542,800	6,200	1,549,000
	1. 市債	1,542,800	6,200	1,549,000
歳入	合計	45,610,398	840,174	46,450,572

歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2. 総 務 費		千円 3, 7 3 1, 9 8 4	千円 1, 6 2 8	千円 3, 7 3 3, 6 1 2
	1. 総 務 管 理 費	2, 6 7 5, 3 1 5	1, 6 2 8	2, 6 7 6, 9 4 3
3. 民 生 費		2 5, 4 3 3, 1 7 9	3 4 4, 9 3 0	2 5, 7 7 8, 1 0 9
	1. 社 会 福 祉 費	9, 5 0 8, 2 9 7	3 4 0, 4 8 0	9, 8 4 8, 7 7 7
	2. 児 童 福 祉 費	8, 1 3 6, 5 1 2	4, 4 5 0	8, 1 4 0, 9 6 2
4. 衛 生 費		2, 9 5 7, 7 7 1	4 1 9, 7 6 1	3, 3 7 7, 5 3 2
	1. 保 健 衛 生 費	1, 0 4 1, 2 6 2	4 1 9, 7 6 1	1, 4 6 1, 0 2 3
5. 産 業 経 済 費		1, 0 2 4, 4 9 0	6 7, 2 0 3	1, 0 9 1, 6 9 3
	2. 商 工 費	9 1 4, 1 3 8	6 7, 2 0 3	9 8 1, 3 4 1
6. 土 木 費		2, 9 0 0, 2 2 6	6, 2 0 0	2, 9 0 6, 4 2 6
	3. 都 市 計 画 費	4 0 7, 9 6 1	6, 2 0 0	4 1 4, 1 6 1
8. 教 育 費		3, 8 3 2, 3 1 6	4 5 2	3, 8 3 2, 7 6 8
	6. 保 健 体 育 費	1, 2 0 4, 3 8 5	4 5 2	1, 2 0 4, 8 3 7
歳 出	合 計	4 5, 6 1 0, 3 9 8	8 4 0, 1 7 4	4 6, 4 5 0, 5 7 2

第 2 表 債務負担行為補正

事 項	期 間	限 度 額
(仮称) 新スケートボードパーク指定管理料	令和 4 年度 ) 令和 9 年度	74,660 千円

第 3 表 地方債補正

起債の目的	補 正 前					補 正 後				
	限度額	借入先	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	借入先	起債の方法	利率	償還の方法
公園整備事業	千円 3,000	政府 銀行 その他	普通貸借 又は 証券発行	年10% 以内 (但し、利率見直し方式 で借入れる政府資金、地 方公共団体金融機構資 金、ゆうちょ銀行資金及 びかんぽ生命保険資金に ついて利率の見直しを 行った後においては、当 該見直し後の利率)	25年以内（内据置5年以内） 年賦又は半年賦の元金均等又 は元利均等償還とする。ただ し財政の状況により償還年限 を短縮し、繰上償還をし、又 は借換えることができる。	千円 9,200	同左	同左	同左	同左

令和 4 年度

松原市一般会計補正予算に関する説明書

( 第 3 号 )



歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括  
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
1. 市 税	14,365,232 <small>千円</small>		14,365,232 <small>千円</small>
2. 地 方 譲 与 税	190,000		190,000
3. 利 子 割 交 付 金	15,000		15,000
4. 配 当 割 交 付 金	99,000		99,000
5. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	95,000		95,000
6. 法 人 事 業 税 交 付 金	207,000		207,000
7. 地 方 消 費 税 交 付 金	2,590,000		2,590,000
8. 環 境 性 能 割 交 付 金	37,000		37,000
9. 地 方 特 例 交 付 金	100,500		100,500
10. 地 方 交 付 税	8,688,000		8,688,000
11. 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	19,000		19,000
12. 分 担 金 及 び 負 担 金	232,168		232,168
13. 使 用 料 及 び 手 数 料	506,670		506,670
14. 国 庫 支 出 金	11,496,679	425,611	11,922,290
15. 府 支 出 金	4,003,552		4,003,552
16. 財 産 収 入	347,559		347,559
17. 寄 附 金	100,342	1,628	101,970
18. 繰 入 金	695,764		695,764

款	補正前の額	補正額	計
19. 諸収入	279,132 <sup>千円</sup>	406,735 <sup>千円</sup>	685,867 <sup>千円</sup>
20. 市債	1,542,800	6,200	1,549,000
歳入合計	45,610,398	840,174	46,450,572

( 歳 出 )

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1. 議 会 費	335,040		335,040				
2. 総 務 費	3,731,984	1,628	3,733,612				1,628
3. 民 生 費	25,433,179	344,930	25,778,109	6,771			338,159
4. 衛 生 費	2,957,771	419,761	3,377,532	418,840			921
5. 産 業 経 済 費	1,024,490	67,203	1,091,693				67,203
6. 土 木 費	2,900,226	6,200	2,906,426		6,200		
7. 消 防 費	1,337,699		1,337,699				
8. 教 育 費	3,832,316	452	3,832,768				452
9. 公 債 費	3,982,693		3,982,693				
10. 予 備 費	75,000		75,000				
歳 出 合 計	45,610,398	840,174	46,450,572	425,611	6,200		408,363

2. 歳 入

(款) 14. 国庫支出金

(項) 1. 国庫負担金

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2. 衛 生 費 国庫負担金	千円 4,707	千円 111,731	千円 116,438	1. 保健衛生費 負 担 金	千円 111,731	新型コロナウイルスワクチン接種事業 千円
計	9,902,581	111,731	10,014,312			

(款) 14. 国庫支出金

(款) 14. 国庫支出金

(項) 2. 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2. 民生費 国庫補助金	千円 934,237	千円 6,771	千円 941,008	1. 社会福祉費 補助金	千円 6,771	千円 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金給付事業
3. 衛生費 国庫補助金	10,883	307,109	317,992	1. 保健衛生費 補助金	307,109	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業
計	1,564,271	313,880	1,878,151			

(款) 17. 寄附金

(項) 1. 寄附金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2. 一般寄附金	千円 342	千円 1,628	千円 1,970	1. 一般寄附金	千円 1,628	千円 部落有財産処分に伴う寄附金 (新堂)
計	100,342	1,628	101,970			

(款) 17. 寄附金

(款) 19. 諸収入

(項) 5. 雑入

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2. 雑入	千円 217,055	千円 406,735	千円 623,790	1. 雑入	千円 406,735	雑入 千円
計	217,078	406,735	623,813			

(款) 20. 市債

(項) 1. 市債

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
4. 土木債	千円 276,100	千円 6,200	千円 282,300	3. 公園整備 事業債	千円 6,200	天美北第一公園整備事業
計	1,542,800	6,200	1,549,000			

(款) 20. 市債



3. 歳 出

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区 分			金 額
				国府支出金	地方債	その他					
16. 公共施設 整備費	千円 38,235	千円 1,628	千円 39,863	千円	千円	千円	千円 1,628	24. 積立金	千円 1,628	千円 その他特定目的 基金積立金 公共施設整備事業基金費 1,628	
計	2,675,315	1,628	2,676,943				1,628				

(款) 3. 民生費

(項) 1. 社会福祉費

1. 社会福祉 総務費	1,065,504	116,771	1,182,275	6,771			110,000	11. 役務費	1,051	通信運搬費 9 手数料 1,042	新型コロナウイルス感染症生 活困窮者自立支援金給付事業 6,771 住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金給付事業 110,000
								19. 扶助費	5,720		
								22. 償還金、 利子及び 割引料	110,000	償還金	
3. 老人福祉費	104,973	223,709	328,682				223,709	10. 需用費	197	消耗品費 20 印刷製本費 177	元希者応援支援金支給事業 223,709
								11. 役務費	3,752	通信運搬費	
								12. 委託料	14,760	その他委託料	
								18. 負担金、 補助及び 交付金	205,000	補助金	
計	9,508,297	340,480	9,848,777	6,771			333,709				

(款) 3. 民生費

(項) 1. 社会福祉費

(款) 3. 民生費

(項) 2. 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国府支出金	地方債	その他				
2. 児童福祉費	千円 5,406,435	千円 4,450	千円 5,410,885	千円	千円	千円	千円 4,450	22. 償還金、 利子及び 割引料	千円 償還金 子育て世帯への臨時特別給付 金支給事業 4,450	
計	8,136,512	4,450	8,140,962				4,450			

(款) 4. 衛生費

(項) 1. 保健衛生費

2. 予 防 費	441,428	419,761	861,189	418,840			921	7. 報 償 費	50	報償金	921	予防接種事業
								10. 需 用 費	6,450	消耗品費 2,625 燃料費 825 印刷製本費 375 修繕料 750 医薬材料費 1,875	新型コロナウイルスワクチン 接種事業	418,840
								11. 役 務 費	26,313	通信運搬費 4,050 手数料 22,263		
								12. 委 託 料	383,687	その他委託料		
								13. 使用料及び 賃 借 料	2,340			
								19. 扶 助 費	921			
								計	1,041,262	419,761	1,461,023	418,840

(款) 4. 衛生費

(項) 1. 保健衛生費

(款) 5. 産業経済費

(項) 2. 商工費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分			金額
				国府支出金	地方債	その他					
1. 商工総務費	千円 382,684	千円 67,203	千円 449,887	千円	千円	千円	千円 67,203	12. 委託料 7,203	千円 7,203	千円 その他委託料 令和4年度臨時プレミアム付 商品券事業 67,203	
								18. 負担金、 補助及び 交付金 60,000	千円 60,000	千円 補助金	
計	914,138	67,203	981,341				67,203				

(款) 6. 土木費

(項) 3. 都市計画費

3. 公園費	191,894	6,200	198,094		6,200			12. 委託料	6,200	その他委託料	天美北第一公園整備事業 6,200
計	407,961	6,200	414,161		6,200						

(款) 6. 土木費

(項) 3. 都市計画費

(款) 8. 教育費

(項) 6. 保健体育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明			
				特定財源			一般財源	区分		金額		
				国府支出金	地方債	その他						
2. 体育施設費	千円 286,332	千円 452	千円 286,784	千円	千円	千円	千円 452	11. 役員費 6	千円 6	通信運搬費	千円 452	(仮称)新スケートボードパーク整備事業
								12. 委託料	446	その他委託料		
計	1,204,385	452	1,204,837				452					

債務負担行為で令和5年度以降にわたるものについての令和3年度末までの  
支出額又は支出額の見込み及び令和4年度以降の支出予定額等に関する調書

事 項		限 度 額	令和3年度末まで の支出（見込）額		令和4年度以降の 支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
			期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
							国・府支出金	地 方 債	そ の 他	
(仮称) 新スケートボード パーク指定管理料	令 和 4 年 度	千円 74,660	年	千円	年	千円 74,660	千円	千円	千円	千円 74,660



地方債の令和2年度末における現在高並びに令和3年度末及び令和4年度末における現在高の見込みに関する調書

区 分	令和2年度末現在高	令和3年度末 現在高見込額	令和4年度中増減見込額			令和4年度末 現在高見込額
			令和4年度中起債見込額		令和4年度中 元金償還見込額	
			補正前の額	補正額		
1. 普通債	19,046,755 <sup>千円</sup>	18,158,442 <sup>千円</sup>	547,800 <sup>千円</sup>	6,200 <sup>千円</sup>	1,545,348 <sup>千円</sup>	17,167,094 <sup>千円</sup>
(10)都市計画	3,566,283	3,287,690	39,200	6,200	296,577	3,036,513
合 計	41,032,738	39,999,066	1,542,800	6,200	3,762,567	37,785,499

議案第 35 号

松原市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する  
条例制定について

松原市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動  
用ポスターの作成の公営に関する条例（平成6年条例第1号）の一部を改正する  
条例を別紙のとおり制定する。

令和4年6月7日提出

松原市長 澤 井 宏 文

## 松原市条例第 号

松原市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

松原市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例（平成6年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「15, 800円」を「16, 100円」に改め、同号イ中「7, 560円」を「7, 700円」に改める。

第8条中「525円6銭」を「541円31銭」に、「310, 500円」を「316, 250円」に改める。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の松原市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

議案第36号

松原市の議会議員及び長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定について

松原市の議会議員及び長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例  
(平成20年条例第2号)の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年6月7日提出

松原市長 澤 井 宏 文

## 松原市条例第 号

松原市の議会議員及び長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

松原市の議会議員及び長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例（平成20年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第4条中「7円51銭」を「7円73銭」に改める。

### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の松原市の議会議員及び長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

議案第37号

松原市スケボーパークまつばら条例制定について

松原市スケボーパークまつばら条例を別紙のとおり制定する。

令和4年6月7日提出

松原市長 澤 井 宏 文

松原市スケボーパークまつばら条例

(設置)

第1条 市民の地域コミュニティの形成及び市民スポーツの振興を図ることを目的として、本市にスケボーパークまつばら（以下「スケボーパーク」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 スケボーパークの名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 スケボーパークまつばら
- (2) 位置 松原市立部4丁目270番1

(施設)

第3条 スケボーパークに次の施設を置く。

- (1) 屋内スケートボード場
- (2) 屋外スケートボード場
- (3) 駐車場

(管理)

第4条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定によりスケボーパークの管理を市長が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) スケボーパークの施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) スケボーパークの使用の許可に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が定める業務

3 指定管理者は、前項の業務を行うに当たり必要と認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て業務の一部を委託することができる。

(開場時間及び休場日)

第5条 スケボーパークの開場時間は、午前9時から午後11時までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、その時間を延長し、又は短縮することができる。

2 スケボーパークの休場日は、12月29日から翌年1月3日までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、臨時に開場し、又は休場することができる。

(使用の許可)

第6条 スケボーパークを使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の許可に当たり、使用についての条件を付することができる。

(使用許可の制限)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、スケボーパー

クの使用を許可しない。

- (1) 公共の秩序を乱し、又は風紀を害するおそれがあるとき。
- (2) 興行等の営利を目的とするとき。
- (3) 建物又は附属物を損傷するおそれがあるとき。
- (4) 小学生以下の者の使用において引率者、指導者等がないとき。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の利益になり、又はそのおそれがあると認めるとき。
- (6) その他市長が管理上支障があると認めるとき。

（使用料）

第8条 スケボーパークを使用しようとする者は、別表に定める額の使用料を納付しなければならない。

- 2 前項の使用料（駐車場に係る使用料を除く。）の納付は、前納とする。ただし、国又は地方公共団体が使用するとき、後納によることができる。
- 3 第4条第1項の規定により指定管理者に管理を行わせるときは、第26条第1項の規定により読み替えて適用する第1項の利用料金の額は、別表に定める額の範囲内で指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ利用料金の額について市長の承認を受けなければならない。その額を変更するときも、同様とする。
- 4 市長は、前項の承認をしたときは、その旨を公示するものとする。
- 5 第4条第1項の規定により指定管理者に管理を行わせるときは、市長は、第26条第1項の規定により読み替えて適用する第1項の利用料金を指定管理者の収入として收受させるものとする。

（使用料の減免）

第9条 市長は、特に必要があると認めるときは、使用料の全部又は一部を減免することができる。

（使用料の還付）

第10条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（使用権の譲渡等の禁止）

第11条 スケボーパークの使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、スケボーパークの使用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

（許可の取消し等）

第12条 次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、市長は、使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止し、若しくは退去を命ずることができる。

- (1) 使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用者が第7条各号に定める事項に該当するに至ったとき。
- (3) 使用者が偽りその他不正な手段によりこの条例による許可を受けたとき。



(4) 災害の発生その他緊急やむを得ない事由が生じたとき。

2 前項の規定により、使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止し、若しくは退去を命じた場合において、使用者に損害が生ずることがあっても、市はこれに対し補償の責めを負わない。

(損害の賠償)

第13条 使用者は、施設等を損傷したときは、その損害を賠償しなければならない。

(原状変更の許可)

第14条 使用者は、スケボーパークの使用に際し、これを模様替えし、又は設備等を付加しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(原状回復の義務)

第15条 使用者は、スケボーパークの使用を終了し、又は第12条の規定により使用を制限され、若しくは使用の許可を取り消されたときは、市長の指示に従い、直ちにその施設等を原状に復さなければならない。

2 前項の規定による原状回復に要する経費は、使用者の負担とする。

(駐車できる自動車)

第16条 駐車場に駐車することができる自動車は、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第2条の表に規定する普通自動車とする。ただし、市長が必要と認めるときは、これ以外のものを駐車させることができる。

(駐車場における禁止行為)

第17条 駐車場の使用者は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 指定された場所以外に自動車を駐車させること。

(2) 自動車に発火性又は引火性の物品その他危険物を積載すること。

(3) みだりに火気を使用し、又は騒音を発すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、駐車場の管理に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

(駐車場の管理内容)

第18条 市長は、駐車場に駐車中の自動車の保管義務を負わない。

2 駐車場に駐車中の自動車及び当該自動車に附置又は保管された物について、盗難、紛失、破損等の事故が生じても、市は一切その責めを負わない。

(放置自動車の処分)

第19条 市長は、自動車が駐車場において6月の間放置された場合において管理上支障があると認めるときは、当該自動車を廃棄物とみなして処分することができる。

2 市長は、前項の処分に要した費用を使用者に請求することができる。

(駐車場の使用手続)

第20条 この条例に定めるもののほか、駐車場の使用に係る手続は、市長が定める。

(指定管理者の指定手続)

- 第21条 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、公募するものとする。
- 2 市長は、前項の規定により指定管理者を公募するときは、あらかじめスケボーパークの概要、管理の基準、業務の範囲、指定の期間、応募の資格、応募の方法、募集期間、選定の基準その他市長が定める事項を公示するものとする。
- 3 指定管理者の指定を受けようとするものは、申出書に事業計画書その他市長が定める書類を添えて市長に提出しなければならない。
- 4 市長は、前項の規定により申出があったときは、暴力団又は松原市暴力団排除条例（平成24年条例第36号）第2条第4号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）でないと認め、かつ、次に掲げる基準に該当するもののうちから、スケボーパークの設置の目的を最も効果的に達成することができるのと認める法人その他の団体を指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。
- （1） スケボーパークを使用しようとする者の平等な使用を確保し、かつ、利便性の向上を図ることができること。
- （2） 第1条の設置目的ののっとり管理を効果的かつ効率的に実施できること。
- （3） スケボーパークを適正かつ安定的に管理する能力を有すること。
- （指定管理者の候補者選定の特例）
- 第22条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の規定による公募によらず指定管理者の候補者を自ら選定することができる。
- （1） スケボーパークの性格、規模、機能等を考慮し、設置目的を最も効果的かつ効率的に達成することができるのと認められる団体があるとき。
- （2） 前条第1項の規定による公募をした場合において、応募者がいないとき。
- 2 前条第3項及び第4項の規定は、前項の規定により市長が指定管理者の候補者を選定する場合について準用する。
- （指定の取消し等）
- 第23条 市長は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。この場合において、市は、指定の取消し等により指定管理者に生じた損害について、一切その責めを負わない。
- （1） 市の条例若しくは規則又はそれらに基づく指示及び地方自治法第244条の2第10項に基づく指示に従わないとき。
- （2） 不正な手段により指定管理者の指定を受けたとき。
- （3） 第4条第2項の業務を適正に行うことができなくなると認められるとき。
- （4） 暴力団又は暴力団密接関係者であるとき。
- （5） 前各号に掲げるもののほか、スケボーパークの管理運営上不適切な行為があったとき。
- （個人情報 の 適正管理）

第24条 指定管理者は、第4条第2項の業務の実施において保有することとな

る文書等（松原市個人情報保護条例（平成11年条例第22号）第2条第3号に規定する文書等をいう。以下同じ。）に記録されている個人情報について、松原市個人情報保護条例を遵守し、適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 指定管理者は、指定の期間が満了したとき又は前条第1項の規定により指定を取り消されたときは、直ちに市長の指示に従い、第4条第2項の業務に伴い収集した個人情報を記録した文書等を市長に返還し、又は廃棄し、若しくは消去しなければならない。

（事業報告書の作成及び提出）

第25条 指定管理者は、毎年度終了後2月以内に、スケボーパークの管理状況を把握するため必要なものとして市長が定める事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

（読替規定等）

第26条 第4条第1項の規定により指定管理者に管理を行わせるときは、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えて適用する。

第5条	市長が特に必要があると認めるときは	指定管理者が特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て
第6条	市長	指定管理者
第7条	市長	指定管理者
第8条第1項	別表に定める額の使用料	第3項の規定により指定管理者が定める利用料金
第8条第2項	使用料	利用料金
第9条	市長	指定管理者
	使用料	利用料金
第10条	使用料	利用料金
	市長が特に必要があると認めるときは	指定管理者は、市長が定めるところにより
第12条第1項	市長	指定管理者
第14条	市長	指定管理者
第15条第1項	市長	指定管理者
第16条	市長	指定管理者
第18条第1項	市長	指定管理者
第19条	市長	指定管理者
第20条	市長	指定管理者

2 第4条第1項の規定により指定管理者に管理を行わせるときは、この条例及び規則に定めるもののほか、スケボーパークの管理及び運営に関し必要な事項は、指定管理者が市長の承認を得て定めることができる。

(施行の細目)

第27条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(準備行為)

- 2 第21条から第23条までに規定する手続については、この条例の施行の日前に行うことができる。

別表 (第8条関係)

施設の種類	使用料
屋内スケートボード場	入場1回当たり1,500円
屋外スケートボード場	入場1回当たり550円
駐車場	1台当たり1時間100円

備考

- 1 使用時間が1時間未満のものは1時間として計算する。
- 2 スケボーパークの使用の申請をした者が市の区域内に住所を有し、市の区域内に存する事務所若しくは事業所に勤務し、又は市の区域内に存する学校に在学する者でないときは、スケボーパーク(駐車場を除く。)の使用料の額については、別表に規定する使用料の額に1.5を乗じて得た額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

議案第38号

財産取得について（消防ポンプ自動車）

次の財産を取得する。

記

- 1 財産の名称 消防ポンプ自動車
- 2 取得価格 44,990,000円
- 3 取得の相手方 兵庫県三田市テクノパーク1番地の5  
株式会社モリタ

令和4年6月7日提出

松原市長 澤 井 宏 文

議案第39号

財産取得について（消防団消防ポンプ自動車）

次の財産を取得する。

記

- 1 財産の名称 消防団消防ポンプ自動車
- 2 取得価格 20,240,000円
- 3 取得の相手方 兵庫県三田市テクノパーク1番地の5  
株式会社モリタ

令和4年6月7日提出

松原市長 澤 井 宏 文